



2023年1月25日

各位

会社名 ティアンドエス株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 武川 義浩
(コード番号：4055 東証グロース)
問合せ先 取締役執行役員業務本部長 木下 洋
(TEL.045-263-8286)

定款の一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、2023年1月25日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更及び取締役候補者について決議し、2023年2月24日開催予定の第7回定時株主総会に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ① 資本政策及び配当政策の機動的な遂行を可能にするため、また定時株主総会が開催できない等の不測の事態でも剰余金の配当等を行うことを可能にするため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第35条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、第36条(剰余金の配当)の一部を修正し、併せて内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)、および第37条(中間配当)を削除するものであります。なお、本定款変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ・株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年2月24日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年2月24日(予定)

2. 役員人事の件

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者

(2023年2月24日開催予定の当社第7回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
武川 義浩	代表取締役 執行役員社長	同左
木下 洋	取締役 執行役員業務本部長	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2023年2月24日開催予定の当社第7回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
永谷 孝俊	取締役 監査等委員	同左
望月 篤	社外取締役 監査等委員	同左
藤江 勇佑	社外取締役 監査等委員	同左

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

(2023年2月24日開催予定の当社第7回定時株主総会に付議)

氏名	新役職名	現役職名
塚本浩二	補欠社外取締役 監査等委員	同左

(4) 退任予定取締役

(2023年2月24日開催予定の当社第7回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
福田 悦生	取締役

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(自己株式の取得)</u> <u>第 7 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 14 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第 16 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 7 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第 15 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 35 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第 36 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 37 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 36 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 <u>2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上